平成２２年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目17番26号
債務者　田中　仁朗
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目10番５号レオパレスＳＡＫＡＢＥ１―303、前住所兵庫県尼崎市神崎町38番19号
債務者　坂野　香苗
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７８号
愛媛県宇和島市栄町港１丁目１番６号　マリベール・トレゾア203
債務者　佐伯　幸三
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１７６号
佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目２番９号
債務者　山口　正己
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1047番地６
債務者　古川　弘子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
佐賀県鳥栖市藤木町2456番地サン・コーポラスつばさ鳥栖1305
債務者　内藤　勝彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
佐賀県鳥栖市元町1349番地３　大山借家
債務者　松本なちえ
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目４番１号
債務者　江口　光明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
佐賀県佐賀市木原１丁目15番11号
債務者　小野　邦行
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1139番地６
債務者　大城　都子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６９号
熊本市砂原町432番地　Ｄ棟
債務者　谷口　修一
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４７７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1207号
債務者　杉本　　一
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１６号
兵庫県西宮市愛宕山14番５―106号、前住所兵庫県西宮市田近野町７番４―801号
債務者　伊波　三夫
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１４号
北九州市小倉南区中吉田４丁目６番５号
債務者　加久　敏子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４９３号
北九州市戸畑区沖台２丁目16番２―302号
債務者　元野　　岳
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６１号
北九州市小倉北区吉野町11番15―1002号
債務者　玉井千寿子
1　決定年月日時　平成22年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目18番12―101号
債務者　長尾　年晴
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部